バス事業 安全報告書 <2013>



丹後海陸交通株式会社

丹後海陸交通株式会社 安全報告書(2013) (バス事業)

平素は丹海バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

従前より弊社では、経営トップをはじめ全従業員が輸送の安全の重要性を深く認識し、安全最優先の取組みを行ってまいりました。

本報告書は、輸送安全マネジメント制度に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

平成25年度の全社スローガンを「お客様に最高の笑顔を(心からの笑顔でおもてなし)」としました。お客さまに安心して笑顔でご利用いただけるように信頼の確保を目指し、毎月開催の安全推進会議を通じて、更なる安全性の向上に向け継続的な改善に取り組むとともに、指導・教育を通じた従業員への安全意識の徹底を図っております。

お客様からの声を安全輸送に役立てたく、是非、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

丹後海陸交通株式会社 取締役社長 小倉 信彦

1. 安全に関する基本的な方針

- (1)「一致協力による安全確保」 全社一致協力して輸送の安全確保に努める。
- (2)「規程の遵守」 安全に関する法令および規程をよく理解・遵守し厳正、忠実に職務を遂行する。
- (3)「状況の理解」 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
- (4)「確認の励行」

職務の遂行にあたり推測によらず確認の励行に努め、疑義あるときは最も安全と思 われる取扱いをする。

(5)「人命優先」

事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な 処置をとる。

- (6)「情報の透明性」
 - 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- (7)「改善」

常に問題意識を持ち、輸送の安全にかかる業務上の改善を行う。

2. 安全統括責任者

取締役バス事業部長 角 茂一

3. 安全管理規程

別紙 「安全管理規程」参照

4. 2012年度事故概要

(1) 事故件数

	2012 年度	2011 年度	対前年増減	2012年度目標	
届出事故	3件	3件	0	_	
その他 軽微な事故	18 件	25 件	△ 7件	_	
計	21 件	28 件	△ 7件	8件	

目標8件に対し、21件となり、目標を達成できませんでした。

(2) 事故内容

	2012 年度	備考
事故 (届出事故)	3件	
内訳 車両故障	3件	路線バス 2件(部品の経年劣化)
		貸切バス 1件(ジェネレータ・アジャスト
		ロックボルトの折損)

(3) 再発防止策

整備面に対する対策は、早めの部品交換により予防措置をはかります。

また、1ヶ月、3ヶ月検査において、点検項目箇所以外の台車部におけるボルト・ ナットについて点検項目に加えました。

乗務員に対する対策は、運転手全員に運行前点検の確実な実施と、走行時において異音・異臭等に注意を払うよう指導しました。

5. 2012年度輸送の安全に関する取組み

(1) 社長をトップとする安全推進会議を毎月開催し、運行管理者および同補助者の資質 向上に取組むと共に、乗務員年間指導計画に基づき、具体的な指導方法について協議 し、事故防止に取組みました。

(2) 輸送の安全に関する内部監査

安全管理規程第4条第3項に定める監査を2013年3月11日及び12日に実施しま した。

【監査結果】

運転手添乗指導の実施状況記録について、一部記入漏れの指摘を受け、改善する とともに、指導時に必ず記帳するよう徹底しました。

(3) 運転手の班別制度による安全意識の向上

2010年度から「安全・サービス推進班制度」を導入し、班別研修・ミーティングにより安全推進会議の内容等を報告するとともに、情報の伝達、安全輸送の徹底、エコドライブの推進およびサービスレベルの向上を図っております。

結果、班長を中心に運転手各個人の安全に対する意識の底上げが図られています。

(4) 添乗指導等による習熟度の向上

運転手に対し、危険予知、エコドライブの推進、接客接遇等、必要となる事項について、添乗指導等により習熟度の向上を図りました。

特に、新規採用運転手に対しては添乗指導の強化を図りました。

(5) 外部教育研修の充実

国土交通省による研修や外部研修機関を活用し、資質向上に取組みました。

- ① 運行管理者一般講習(法令により定められた者を除く) 5名
- ② 運行管理者基礎講習受講 6名
- ③ 整備管理者講習受講 2名
- ④ 自動車事故対策機構(NASVA・ナスバ)安全マネジメント研修による運行管理 体制及び乗務員指導方法を受講 延 9名
- ⑤ 「人をつくる塾」による教育

サービスレベルの向上 2012 年 4 月 \sim 2013 年 3 月 毎月実施 リーダー(バス課管理監督職)研修 1 0 回

(6) 健康管理体制の推進および運転手適性診断の活用による事故防止

健康診断を実施し、乗務員の心身の状態を確認するとともに、診断結果を元に必要に応じて乗務員個別に指導教育を行なう等対応し、安全の確保に努めました。 2012年度においても、新規採用運転手(8名)に対し睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査を継続実施しました。

また、運転手の適性診断も法に基づいて実施しました。

(7) エコドライブの取組み

環境に配慮したやさしい運転(エコドライブ)が、事故の予防につながります。 日々のエコドライブの推進に加え、10月をエコドライブ月間とし、前年度数値 を基準とした目標数値を設定し取り組みました。

	2012 年度目標 対前年燃費比率	2012 年度実績 対前年燃費比率	目標達成率	
路線バス	103%	96.4%	△ 6.4%	
貸切バス	1 0 5 %	96.8%	△ 7.8%	

※両部門とも達成できませんでした。今一度、エコドライブを心がけ、 「事故防止・経費節減・環境負荷の軽減」に努めます。

(8) 安全投資

- ・ 路線バス3両をノンステップバス (バリアフリー認定) に更新しました。 今後も計画的に導入いたします。(導入率61%)
- ・ アルコール検知器2台更新しました。
- テレビ電話アルコールチェックシステム10台更新しました。
- ドライブレコーダーを3両に装備しました。
- ・ 整備工場において、オートリフト、ブレーキオイル交換機等、老朽装置の更 新及び場内土間補修等を行いました。

(9) その他の輸送の安全に関する主な取組み

① 社長安全巡視

7回

- ② 安全統括責任者職場巡視 16回
- ③ 経営管理部門早朝点呼立会い 3回
- ④ 飲酒運転防止委員会開催 1回
- ⑤ 無事故運転者表彰の実施
- ⑥ 全社員研修会実施 2013年1月~2月(5班に分けて実施)

6. 2013年度輸送の安全に関する目標

		2013年度目標	2012年度実績	増	減
届出事故	人身事故	0	0		
	その他の事故	О	3件	Δ	3件
その他軽微な事故		7件	18件	Δ	11件

7. 2013年度輸送の安全に関する重点施策

(1) 人身事故『 0 件 』

高齢者の事故防止

前後左右に注意をはらい、危険予知を働かせる。 急発進、急ブレーキ、走行中の急ハンドルを避ける。 車内の状況に気を配り、車内マイクで注意を呼びかける。

中内の状況に対で配り、中内マイクで任息を呼びかりる

(2) 不注意事故防止

常にプロ意識を持ち、いつも見られているということを意識して、基本動作を励 行する。

人とバスにやさしい運転を心掛ける。

8. 2013年度輸送の安全に関する計画

本年度も昨年の取り組みを継続し、下記事項を実施します。

(1) 安全推進会議の開催

輸送の安全確保の実効性を高めるため、社長をトップとする安全推進会議を毎月 開催し、運行管理者および同補助者の資質向上に取組むとともに、乗務員教育の具 体的な年間指導計画を立て教育を行います。

(2) 輸送の安全に関する改善方法

内部監査員により「安全方針・目標・計画」の取組み状況を定期的にチェックし、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取組みます。

(3) 運転手の班別制度による安全とサービスレベルの向上

班別制度「安全・サービス推進班制度」を推進し、班別研修、ミーティングを行い、運転手全員への情報の伝達、安全輸送の徹底、エコドライブの推進およびサービスレベルの向上を図ります。

(4) 添乗指導等による習熟度の向上

運転手及び新規採用運転手への教育、乗車モニターによる接客接遇、車内美化に取り組むとともに、運行管理者による添乗指導により、危険予知、エコドライブの推進等必要となる事項について、習熟度の把握を行い、安全運転に向けた教育を行います。

(5) 教育・研修の充実

2012 年度と同様、外部研修機関を活用し運行管理者、同補助者および乗務員の質的向上を図ります。

(6) 健康管理体制の推進および運転手適正診断の活用による事故防止

乗務員の心身の状態を確認するため健康診断を実施します。

新規採用運転手に対し、睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査を実施します。 運転手の適性診断については、法に基づいて実施します。

(7) エコドライブの取組み

環境に配慮したやさしい運転が、事故の予防につながります。

日々のエコドライブに加え、10月をエコドライブ月間とし、目標数値を設定し 取組みます。

(8) 安全投資

- ・ 安全運行と接客接遇の向上を目指し、生活路線車両21両、貸切車両14両に ドライブレコーダを装備します。
- 高速乗合車両を1台更新します。
- ・ 路線バス2両をバリアフリー認定ノンステップバスに更新します。
- ・ 整備工場において、ヘッドライトテスター等、老朽化した整備装置を更新しま す。
- (9) 緊急時対応訓練およびAED講習の実施

関係機関と連携し、車両火災を想定した訓練およびAED講習を実施します。

9. 地元の皆さまとの連携とお願い

「お客さまの声をかたちにしています」

より安全で信頼されるバス運行を行うため、皆さまからお寄せいただいた声を役立てていきます。

路線バス全車両および各窓口に設置しております「お客さまご意見箱」や「メール」等で、日々お寄せいただくご意見を公表するとともに、業務に反映させております。

10. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。 ご連絡先

丹後海陸交通株式会社 バス事業部 バス課 京都府与謝郡与謝野町字上山田 641 番地 1

TEL 0772-42-0321

FAX 0772-42-0339

E-mail webmaster@tankai.jp

安全管理規程

一般旅客自動車運送事業

丹後海陸交通株式会社

安全管理規程 一般旅客自動車運送事業

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下、「本規程」という。)は、道路運送法(以下、「法」という。)第二十 二条及び第二十九条の三の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事 項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長及び役員(以下、「経営トップ」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の 根幹であることを深く認識し、輸送の安全を確保する。そのため、輸送の安全に関す る方針(以下、「安全方針」という。)を次のとおり定める。

【安全方針】

- (1) 全社一致協力して輸送の安全確保に努める。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む。以下「法令等」という。) をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをする。
- (5) 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。

- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- (7) 常に問題意識を持ち、輸送の安全に係る業務上の改善を行う。
- 2 PDCAサイクルを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員(社員に準ずる者を含む。以下、「社員等」という。)が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定め られた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施 する。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成するため、第四条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を 確保するため必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全を確保するため、社員等に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、自ら及び安全統括管理者を通じて、徹底する。
- 3 経営トップは、輸送の安全に関する方針の策定及び重点施策、目標及び計画の策定に主体的に関与する。
- 4 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 5 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 6 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第八条 社長は、安全統括管理者、統括運行管理者、運行管理者及び整備管理者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
 - 2 社長は、前項の管理者の選任、解任等について、これを社員等に周知することにより 輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
 - 3 バス事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、自ら又はバス 課長、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 4 バス課長、営業所長は、運行管理者及び整備管理者を統括し、指導監督を行い、別に 定める運行管理規程及び整備管理規程を遵守し、輸送の安全の確保を行う。
 - 5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等 を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定 める組織図 (別表1) による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第九条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。) 47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
 - 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を 解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 病気その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - 四 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
 - 一 社員等に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を 徹底すること。
 - 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 三 輸送の安全に関する第三条の方針、第四条の重点施策、第五条の目標及び第六条の計画を作成し及び実施すること。
 - 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員等に対し周知を図ること。
 - 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を 行い、経営トップに報告すること。
 - 六 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な意見を述べる等改善の措置を講 じること。
 - 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員等に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく 輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、 隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、 事故、災害等に関する報告連絡体制(別表 2)ならびにリスク管理規程・危機対策本 部設置規程に定めるところによる。
 - 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部課 等に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則 (昭和26年運輸省令第104号) に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 経営トップは、第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成 のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は実施責任者を指定して、少なくとも年に一回以上、敵切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生 した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査 を実施する。 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項 が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告すると共に、輸送の安全 の確保のために必要な方策を検討し、また、必要に応じて当面必要な是正措置又は予防 措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十六条 経営トップ及び安全統括管理者は、事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査 の結果や改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全の確保のために必要と認 める場合は、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置 又は予防措置を講じる。
 - 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項 において更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報、その他輸送の安全に関する情報については、毎年これをとりまとめ「安全報告書」として毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。
 - 2 事故発生後における再発防止策等、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡 体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに 報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則この規程は、平成22年11月1日から実施する。平成25年11月1日 一部改正